

経営の散歩道

新会社法の対応 9

— ざばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

役員報酬の損金算入

〈問〉新しい会社法の影響で、役員に対して支給する賞与も、法人税の損金として認められるようになったと聞いている。その内容や手続きを知りたい。

〈答〉「賞与は職務執行の対価」と会社法に規定計算規則などで内容を明示

役員は、賞与については、会社の利益処分的な性質が強いものとして、従来は、法人所得の所得の計算をする時に、損金に認められま

せんでした。

（その役員が、使用人としての職制上の地位を有し、かつ、職務を行っている場合は、その職務に対する使用人分賞与は、損金に算入することができました）

今回の会社法では、この点が大きく変わり、役員に対する賞与も職務執行の対価であるとして明文化され、会計基準も、役員賞与の費用処理を求めています。

会社法361条は「取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、株式会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等）」について、定款に定めていない時は、株主総会の決議により定めると規定し、賞与も職務執行の対価として認めています。

これを受けて税法も、役員給与に一本化したものです。

報酬が損金算入される要件

役員報酬の損金算入については、次の三つの要件が定められており、そのどれかに該当する場合に、損金として認めることにしています。

利益調整に使用されるのを防ぐためのものと考えられます。ただし、不相当に高額な金額は損

金に算入されません。

(1) 定期同額の給与

その給与の支給時期が、一カ月以下の一定の期間ごとであって、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額であること（これを定期同額給与といいます）。

例えば、月額報酬で毎月同じ額を支給する場合は損金に認められます。

さきに述べたように、取締役や監査役など、役員報酬は、株主総会の決議によって定めませんが、報酬総額を総会で決め、配分決定については、取締役会に委譲しても良いとされています。

役員に対する給与の額を、定時株主総会の時に合わせて改定するなど、その改定が、事業年度が開始する日の属する会計期間の開始の日から、三カ月を経過する日までに行われている場合、その改定前の各支給時期における支給額が同額である給与と、改訂以後の各支給時期における支給額が同額である給与は、定期同額給与に該当します。

○もし、会社の業績が著しく悪化したため、給与額を減額改訂した場合、改訂後の支給が定期

で定額であれば、認められます。増給の一括支給

○例えば、三月決算の会社で、六月末の定時総会で役員給与の増額が決議され、四月からの増給の分を遡って、一括支給するような場合は、すでに終了した職務に対して、事後に、給与の額を増額して支給したもので、損金には認められません。

(2) 事前確定届出の給与

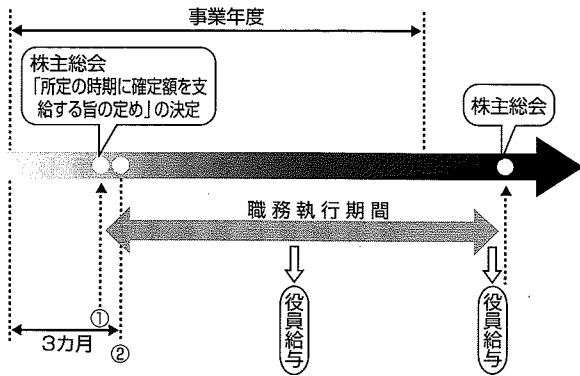
その役員職務について、所定の時期に、確定額を支給するといふ定めに基づいて支給する給与で、予め、税務署長に対して、その内容に関する届出を提出しておくことが必要です。

○この届出は、定時定額の役員報酬に加えて、盆暮れの賞与を支給するような場合に、その額を損金算入の適用を受けるためにするものです。

従来と同じく「定期同額」の給与を支給するのであれば、届出の必要はありません。

株主総会で報酬の増額をする場合は、会計期間開始後三カ月以内に改訂が行われること、改訂の前後で、それぞれ同額であることが必要です。

事前確定届出給与のイメージ



※届出期間：①か②のいずれか早い日
 ⇒この事例では①の職務執行期間の開始の日が届出期限

国税庁HP・税理士界No.1222号から転載

○届出の期日は、その給与に係る職務の執行を開始する日と、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から三カ月を経過する日との、いずれか早い日までとなっています。

職務の執行を開始する日とは、具体的に、いつなのかは、役員個々の事情によって異なりますが、一般的には、役員の職務は、株主総会で選任された日から始まることになるので、総会

の日ということになります。

○税務署に出す「事前確定給与に関する届出書」は、いつ、だれに、いくら支給するかを具体的に記載するもので、次のような内容となっています。

- ① 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日
- ② 事前確定届出給与等の状況（付表1）
- ③ 支給時期及び支給額を定めた日、並びに、その定めを行った機関等
- ④ 定期同額給与としな

い理由

事前確定届出給与の支給時期を、付表1の支給時期とした理由

⑤ 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況

○手続きの順序としては、次のようになります。

- ① その役員の職務について、所定の時期に確定額を支給する旨の定めを決める。
- ② 所定の事項を記載した書類を所轄税務署に届出る。

③ その後に、職務の執行を始める。

○支給額が、その届出よりも、多くても少なくとも損金にはなりません。

(3) 利益連動要件

同族会社に該当しない会社が、業務を執行する役員に対して支給する給与で、利益に関する指標を基礎として算定される給与。

この要件は、大企業向けの要件で、透明性・適正性の観点から、一定要件をクリアする必要があるようです。

その算定方法が、報酬委員会での決定など、適正な手続きを経ており、有価証券報告書に記載されており、その内容が開示されているなど、一定の要件を満たすものに限られます。

参考資料・週間税務通信2920
 2923・税理士界1222

